

マルアキフーズ株式会社

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日 ～ 2029年3月31日 までの3年間

2. 目標と取組内容・実施期間

目標1：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を30%以上とする

<内容・期間>

- 2026年4月～ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換を行う
- 2027年4月～ 管理職を対象に、人事評価基準に対する認識を揃えるため、公正な人事評価となっているか検証し、見直しを行う
- 2028年4月～ 女性管理職に対するヒアリングを行い、ロールモデルとして社員に紹介する

目標2：男性社員の育児休業取得率を50%以上とする

<内容・期間>

- 2026年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員も確保・業務体制の見直し等）実施
配偶者が出産した男性社員を対象として、人事部及び上司から育児休業取得をすすめる

目標3：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を平均20時間以内にする

<内容・期間>

- 2026年4月～ 組織全体・部署ごとの数値目標の設定とフォローアップ
- 2027年4月～ 組織の会議での部署ごとの残業時間数等の公開・評価の実施
- 2028年4月～ 残業が一定時間数を超える場合の本人と上司に対する面談